

香芝市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市規則第14号

香芝市会計規則の一部を改正する規則

香芝市会計規則（昭和59年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育委員会事務局の課長」の次に「及び室長」を加える。

第38条の2に次の3号を加える。

(3) 概算で支払をしなければ契約しがたい委託に要する経費

(4) 児童福祉法、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による措置に要する経費

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号、第2号、第3号及び第6号に規定する保護に要する経費並びに同法第70条第1号に規定する保護施設事務費

別表第1 市民環境部生活安全課の項及び市民環境部生活安全課危機管理室の項を削り、同表市民環境部地域振興局商工振興課の項の次に次のように加える。

生活安全部生活安全課	課長	生活安全部生活安全課	上席職員
生活安全部危機管理課	課長	生活安全部危機管理課	上席職員

別表第1 福祉健康部児童福祉課の項中「福祉健康部児童福祉課」を「福祉部社会福祉課」に改め、同表福祉健康部社会福祉課の項中「福祉健康部社会福祉課」を「福祉部生活支援課」に改め、同表福祉健康部生活支援課の項中「福祉健康部生活支援課」を「福祉部児童福祉課」に改め、同表福祉健康部保健センターの項中「福祉健康部保健センター」を「健康部保健センター」に改め、同表福祉健康部介護福祉課の項中「福祉健康部介護福祉課」を「健康部介護福祉課」に改め、同表福祉健康部国保医療課の項中「福祉健康部国保医療課」を「健康部国保医療課」に改め、同表福祉健康部保険料収納課の項中「福祉健康部保険料収納課」を「健康部保険料収納課」に改め、同表教育委員会事務局教育部教育総務課の項及び教育委員会事務局教育部学校教育課の項を次のように改める。

教育委員会事務局教育部教育総務課	課長	教育委員会事務局教育部教育総務課	上席職員
		小学校	施設の長
		中学校	施設の長
教育委員会事務局教育部保健給食課	課長	教育委員会事務局教育部保健給食課	上席職員
		保育所	施設の長

		認定こども園	施設の長
		幼稚園	施設の長
		小学校	施設の長
		中学校	施設の長

別表第1 教育委員会事務局教育部こども課の項の前に次のように加える。

教育委員会事務局教育部学校教育課	課長	教育委員会事務局教育部学校教育課	上席職員
教育委員会事務局教育部学校教育課 学校支援室	室長	教育委員会事務局教育部学校教育課 学校支援室	上席職員
		小学校	施設の長
		中学校	施設の長

別表第2 市民環境部生活安全課長の項及び市民環境部生活安全課危機管理室長の項を削り、同表市民環境部地域振興局商工振興課長の項の次に次のように加える。

生活安全部生活安全課長	所管に係る使用料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
生活安全部危機管理課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	

別表第2 福祉健康部児童福祉課長の項中「福祉健康部児童福祉課長」を「福祉部社会福祉課長」に、「徴収金」を「使用料及びその他の徴収金」に改め、同表福祉健康部社会福祉課長の項中「福祉健康部社会福祉課長」を「福祉部生活支援課長」に改め、「使用料及びその他の」を削り、同表福祉健康部生活支援課長の項中「福祉健康部生活支援課長」を「福祉部児童福祉課長」に改め、同表福祉健康部保健センター所長の項中「福祉健康部保健センター所長」を「健康部保健センター所長」に改め、同表福祉健康部介護福祉課長の項中「福祉健康部介護福祉課長」を「健康部介護福祉課長」に改め、同表福祉健康部国保医療課長の項中「福祉健康部国保医療課長」を「健康部国保医療課長」に改め、同表福祉健康部保険料収納課長の項中「福祉健康部保険料収納課長」を「健康部保険料収納課長」に改め、同表教育委員会事務局教育部学校教育課長の項中「教育委員会事務局教育部学校教育課長」を「教育委員会事務局教育部保健給食課長」に改め、同項の次に次のように加える。

教育委員会事務局教育部学校教育課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
教育委員会事務局教育部学校教育課学校支援室長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
	所管に係る徴収金の収納	施設の長

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。